

かけはし

JITCO JOURNAL

10

2021.October
vol.147

JITCO 創立 30周年記念号



「第29回外国人技能実習生・研修生
日本語作文コンクール」入賞者発表



かけはし

JITCO JOURNAL



2021.10 Vol.147

**JITCO 創立
30周年記念号**

CONTENTS

- 巻頭挨拶**
- √ P.1 **JITCO創立30周年にあたって**
公益財団法人 国際人材協力機構 会長・代表理事 斎藤保
- √ P.2 **JITCO創立30周年に寄せて**
出入国在留管理庁長官 佐々木聖子
厚生労働審議官 坂口卓
外国人技能実習機構 理事長 大谷晃大
一般社団法人 日本経済団体連合会 会長 十倉雅和
- √ P.6 **海外の関係機関からのお祝いの言葉**
- √ P.8 **元技能実習生たちの母国での活躍**
扶桑鋼管株式会社(監理団体: ティー・アイ・シー協同組合)
協同組合アベックス
- √ P.10 **JITCOの30年の歩み**
年表でみるJITCOの30年
OBに聞くJITCOの30年① 元理事・出入国部長 黒木忠正
OBに聞くJITCOの30年② 前専務理事・事務局長 新島良夫
データでみる外国人材受入れ制度の30年
データでみるJITCOの30年
- √ P.16 **「第29回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者発表**
- √ P.18 **JITCO開催の2021年度下半期養成講習について**
- √ P.20 **JITCOインフォメーション/JITCOの各種セミナーのご案内**

JITCO 創立30周年にあたって

公益財団法人 国際人材協力機構
会長・代表理事 齋藤 保



当機構は2021年10月に創業30周年を迎えることができました。これもひとえに監理団体・実習実施者をはじめとする関係者の皆様のご支援の賜物であり、心より厚く御礼を申し上げます。

また現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続くなか、皆様におかれましては、日々様々な困難に直面されながらも、技能実習の継続や技能実習生、特定技能外国人の支援等にご尽力しておられますことに心より敬意を表します。

当機構は、1991年に外国人研修生受入れの支援・助言機関として設立され、当初、法務省、労働省、外務省、通商産業省、建設省(各省名は当時のもの)の5省共管のもと事業を行い、その後2012年に内閣府所管の公益財団法人に移行し、現在に至っております。その間、1993年の外国人技能実習制度の創設以降は国からの委託を受けた中核的な制度推進機関として、また2017年の技能実習法施行及び2019年の在留資格「特定技能」新設を受け、現在は技能実習・特定技能の両制度の総合支援機関として、送出し各国と日本の双方の発展に貢献すべく、制度の適正かつ円滑な運営の支援に努めてまいりました。

この30年間で海外より日本に入国した研修生、技能実習生、特定技能外国人は延べ約240万人にのぼります。また、技能実習生の2020年末の在留者数は、中長期在留者の在留資格別では永住者に次いで2番目に多い約38万人となっています。帰国した技能実習生等の中には習得した技能や日本での経験を活かし、母国で活躍している人が大勢います。このように外国人材受入れに係る制度が発展を遂げる一方、一部では改善を要する事例も見受けられることから、今後、制度の見直しを含めた検討が行われることとされております。

30周年の節目にあたり、当機構は、創業当時の志や制度の発展のためご尽力された方々の思いを改めて胸に刻み、そしてこれからも技能実習生や特定技能外国人の受入れの支援に全力で取り組み、関係者の皆様の一層のお役に立てるよう役職員一同努力してまいります。

皆様には今後とも当機構へのご理解とご協力を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

JITCO 創立30周年に寄

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子

我が国の外国人技能実習制度は、開発途上国・地域等の人材を一定期間受け入れて育成し、帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより、出身国・地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度として平成5年に創設されました。その後在留資格「技能実習」の創設を始めとした幾たびかの制度改正を経て、平成28年には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を盛り込んだ技能実習法が制定されるに至りました。

また、現下の人手不足に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保に力を尽くしてもなお人手が確保できない分野に限って、適切な技能の評価と在留管理の確保等を前提として、外国人技能労働者の受入れを可能とするため、「特定技能」の在留資格の創設を主たる内容とした改正入管法が平成31年4月に施行されました。さらに、外国人材の受入れに係る政策に加え、全ての外国人の受入れ環境を整備することを通じて外国人とのより良い共生社会の実現を目指すため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が平成30年12月25日に決定され、その後三度にわたって改訂されており、現時点で190余りの施策について政府全体として着実に実現を図ることとしています。

このように、我が国では平成時代の30年余の間に在留資格制度の大幅な拡充が図られ、今日に至り多様な目的による外国人が我が国に入国・在留するようになり、厚生労働省がまとめた外国人労働者の総数は172

万4千人余り(令和2年10月末現在)と過去最高を更新し、10年前と比較して約2.6倍に増加しています。現下のコロナ禍の中で国際的な人の流れが停滞している状況にありますが、いずれ状況が回復した時には、再び我が国の各産業分野での活躍を目指す外国人が数多く受け入れられるものと見込まれる一方、特に技能実習制度については、本来の制度の趣旨・目的を十分に理解し、労働関係法令の違反や人権侵害行為等を防止する上で、技能実習法に基づいて監理団体や実習実施者の果たす役割と責任は重要なものとなっております。

国際人材協力機構は、平成5年の技能実習制度が創設される2年前に財団法人「国際研修協力機構」として設立され、現在は公益財団法人として、一連の技能実習制度の見直しに合わせる形で同制度の円滑な運営のための技能実習生、監理団体、受入機関等を対象とした総合的な支援機関として事業を展開されているほか、今般の特定技能外国人を中心とした外国人材の受入れの促進を図ることの事業追加を契機に組織名称を変更されたものと承知しています。出入国在留管理庁としましては、これまでの30年にわたり国際的な人材育成のために築いてきた国際的なネットワークや蓄積されてきた知見を大いに活かしながら、技能実習生及び特定技能外国人の適正な受入れに向けてその貴重な役割を果たされることを願っています。



厚生労働審議官 坂口 卓

本年、公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が創立30周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

貴機構におかれましては、平成3(1991)年の設立以来、外国人技能実習制度の歴史と共に歩んで来られ、平成31年4月から制度がスタートした特定技能制度も含めて、外国人の受入に係る様々な支援に取り組んでこられました。

我が国で就労する外国人は、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用情勢に厳しさがみられる中ではありますが、令和2年10月末時点で約172万人と過去最高を記録しています。

外国人の方々を雇用する企業等が、外国人材の受入に係る制度について正しく理解するとともに、我が国の労働関係法令や雇用慣行等の情報を十分に有しない外国人の方々が安心して生活し、働くことができるよう、雇用管理の改善に努めていただくことがますます重要になっております。

貴機構では、外国人の受入れ支援、手続支援、送出处支援、人材育成支援、実習生保護・在留支援といった事業をされています。貴機構による個別相談、セミナー・講習会の開催や、教材等の開発・提供等を通じて、受入企業や監理団体等が、技能実習制度などの趣旨を正しく理解した上で制度を適切に利用すること、また外国人の方々が安心して就労生活を送ることに貢献されていることに敬意を表する次第であります。

外国人技能実習制度につきましては、開発途上地域等の「人づくり」に協力するという制度趣旨の下、管理監督体制を強化し技能実習生の保護等を図るための「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生

の保護に関する法律」が制定され、平成29年11月に施行されてから約4年が経とうとしております。

関係各位の取組により、技能実習制度の利用は着実に進み、技能実習生の数は、令和2年度末で約37万8千人に上りますが、いまだ一部の実習実施者等において労働関係法令違反や人権侵害行為が認められており、引き続き適正化に取り組む必要があります。

貴機構におかれては、技能実習生の受入企業等に対して、電話や訪問等による相談対応や関係法令の情報提供など、適切な制度利用の促進に取り組んでいただいております。厚生労働省としても、法務省及び外国人技能実習機構と緊密に連携し、受入企業等に対する改善指導や厳正な行政処分等を行うとともに、技能実習生には母国語相談や一時宿泊施設の提供等の各種支援を行うなど、技能実習の適正化と技能実習生の保護にしっかりと取り組んでまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国に在留する外国人の方々、また外国人を雇用する企業等は様々な影響を受けています。

貴機構では、外国人材の受入に係る制度の総合支援機関として、制度関係者の皆さまの心強いサポーターとしてご尽力されております。厚生労働省としても、引き続き、外国人の方々や外国人を雇用する企業等に必要な支援が届くよう、分かりやすい情報提供等に努めるとともに、関係省庁と連携して外国人材の受入れ環境整備及び共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

最後になりますが、貴機構の益々のご発展並びに関係者の皆様のご活躍を祈念いたします。

国際人材協力機構の果たす役割への期待

外国人技能実習機構 理事長 大谷 晃大

貴機構の創立30周年の節目に当たり、衷心よりお祝い申し上げます。

日頃は外国人技能実習制度の適正な運営に多大なご協力を賜り、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

振り返れば、1990年に在留資格「研修」が創設され、その後、技能実習制度の前身である「外国人研修制度」が開始されるという時代背景の中、貴機構が1991年の設立以来、外国人材の受入れに係る制度の適正かつ円滑な推進に多大な貢献をされてこられたことに敬意を表します。その役割は2010年に在留資格「技能実習」が創設されてから一層高まり、技能実習生の入国支援や受入機関に対する巡回指導、母国語相談、各種セミナーの開催など多岐にわたる事業を展開してこられました。

その後、2017年に施行された技能実習法において、技能実習制度の適正化を図るため、監理団体の許可制度と技能実習計画の認定制度が導入され、これらの制度管理運用機関として当機構が設立されましたが、技能実習制度の総合的な相談支援機関である貴機構の重要性に何ら変わりはありません。また、2019年に在留資格「特定技能」が創設されると、これまで培われたノウハウを活かし、特定技能外国人の受入支援を行うなど、事業の裾野を拡げ、発展を遂げておられます。

我が国の人口が趨勢的に減少し続けている一方、在留外国人数は2020年末に約289万人に達し、人口に占める割合は2%を超えています。なかでも、技能実習の在留資格は永住者に次いで多く、今や20を超える国・地域からやって来た約38万人の技能実習生が我が国で生活しています。

技能実習制度は、申し上げるまでもなく、開発途上国

等の経済や産業の発展を担う人材にOJTにより我が国の技能、技術、知識を習得してもらい、帰国後、これらを活かして活躍していただくという言わば国際的な「人づくり」に協力することを目的としております。しかしながら、制度の趣旨を十分理解していない監理団体や実習実施者が依然として後を絶ちません。重大な法違反に対しては厳正に対処するとともに、現在のコロナ禍にあっては、技能実習の継続が困難になった技能実習生に対する迅速かつ適切な支援も喫緊の課題であります。

こうした技能実習制度を取り巻く様々な課題にしっかり対応していかなければ、「共生社会の実現」も画餅になりかねません。私どもとしましても、関係省庁や貴機構との連携・協力を密にし、保護や支援を必要とする技能実習生の声に真摯に耳を傾け、技能実習生が安全・安心に実習できる環境を守るために全力をあげてまいります。制度の適正な運営に向け、引き続き、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴機構が今後も人材の育成を通じた国際貢献を推進され、技能実習制度に関わる方々の期待に応えられることを心より願っております。

多文化共生社会の実現に向けて

一般社団法人 日本経済団体連合会 会長 十倉 雅和

このたび、国際人材協力機構 (JITCO) が創立30周年を迎えられたことに対し、心からお祝い申し上げます。

JITCOはこの30年間、事業目的として「外国人研修生、技能実習生等の受入れの促進を通じた国際経済社会の発展への寄与」を掲げ、その実現のために外国人材受入れの適正な推進及び外国人材の受入企業・団体に対する支援に取り組んでこられました。

特に2017年の技能実習法施行による技能実習制度の改正、また2019年の入管法改正による特定技能制度の新設など、ここ数年は立て続けに日本の外国人材受入れの制度が大きく変わりましたが、JITCOは積極的に情報発信や相談助言を行い、新たな制度の定着に貢献されています。

今後、わが国における外国人材の受入れは、これまでの国際協力に加え、経済社会の担い手の多様化という観点からも推進していくことが必要となります。経団連では昨年11月に「新成長戦略」を公表し、Society 5.0の実現に向けた方針を示しましたが、そのなかで働き方の変革として多様な人々の活躍促進を目指し、外国人材についても、外国人が来たくなくなるような国になることが重要と提言しております。

外国人材が来たくなくなるような国となるためには、多文化共生社会の実現が大きな課題となります。意欲と能力を持つ外国人材に「訪れたい」「暮らしたい」「働きたい」と認識されるような国づくり、まちづくり、職場づくりを同時に進めていくことが不可欠であり、その実現に向けて受入れ側の意識改革、日本語教育をはじめとする生活者としての外国人を支援する環境整備を急ぐことが求められています。

多文化共生社会が実現することで、外国人をはじめ

とする多様な人材が活躍しやすくなり、ひいてはわが国の企業にとっても活性化、競争力の強化につながります。今後、JITCOがこのような社会の実現に向けた取組みに貢献していくことを強く期待しております。

経済界としても、これまで同様、JITCOを支援するとともに、自らも、外国人材の受入れ環境の整備・向上、ひいては外国の方々が来たくなくなるような国の実現に努めてまいりたいと考えております。JITCOの次の30年の発展を心よりお祈りいたします。



海外の関係機関からの



ベトナム

駐日ベトナム社会主義共和国大使館
ブー ホン ナム 特命全権大使

貴機構の設立30周年を記念して、私より格別なるお祝いを申し上げます。

貴機構は、技能実習制度及び特定技能制度においてベトナム人技能実習生の日本への送出し支援を通してベトナムの工業化と近代化の発展に資する人材育成に寄与してきました。私は、技能実習生として来日する外国人材の受入促進という貴機構の公的な支援を評価しております。特にベトナム人技能実習生の受入促進に向けた支援について高く評価しております。30年間、ベトナム人材は貴機構の支援を通して日本の各産業分野の発展を促進しました。そして、多くのベトナム人技能実習生は、工業化に伴うベトナム経済の発展にも深く関わりました。

貴機構のさらなるご発展とご健勝をお祈り申し上げます。また、今後におかれましても貴機構が日越両国の密な協力関係と友好関係の発展に貢献することをお祈り申し上げます。

ESUHAI CO., LTD (認定送出機関)
レ ロンソン 代表取締役

30周年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。日頃より、ベトナム技能実習生受入れへの多大なるご支援ご協力に対し心から御礼申し上げます。そして、これまでの歩みが、貴機構の更なる飛躍、特定技能制度の受入れの伸展、諸外国との関係深化に結びつくことを確信しております。

貴機構の益々のご発展を心よりご祈念申し上げます。



中国

中日研修生協力機構
房秋晨 会長

創立30周年を迎えるにあたり、中日研修生協力機構を代表し、心よりお祝いを申し上げます。

過去30年、中国が日本に派遣した研修生、技能実習生は100万人近くにも及び、双方の経済・貿易における協力の推進、両国国民の交流の促進、中日友好の深化に積極的に貢献しました。貴機構と我が機構は長年にわたり相互に協力し、緊密に連携し、共同で業務の規範を示し、順調に発展してきました。近年、日本の外国人材受入れ制度には重大な変革が起こっており、コロナ禍は関連業務に非常に大きな影響を与えています。貴機構は総合支援機関としての機能を存分に発揮し、関連業務の安定と力強い発展に重要な役割を果たしています。コロナ禍が早期に収束し、両機構が交流・協力をさらに強め、中日の人材交流事業にあるべき貢献を継続することを願っています。

最後に、貴機構が繁栄・発展し輝き続けることを祈念しております。

威海万方人才合作股份有限公司(認定送出機関)
張海波 代表者

この度は創立30周年を迎えられ、心よりお喜び申し上げます。貴機構は、技能実習制度・特定技能制度を介し数々の輝かしい業績を残してこられました。貴機構からのご指導ご鞭撻に対し大変感謝しています。

弊社は多年にわたり中国中日研修生協力機構の副会長職を務めておりますが、今後共さらに人材交流を進め、関係者の皆様のご発展に貢献いたします。



タイ

駐日タイ王国大使館
労働担当官事務所
サデュディー キットィスワン 公使参事官

タイ王国大使館労働担当官事務所を代表して、1991年創設後30周年を迎えられたことに心からお祝いします。

これまでの友好と協調の旅路を振り返ると、多くの貴重な経験とともに困難を共に克服したことが思い出されます。こうして築かれた緊密な友情と深い協力関係のもと、実りある成果が得られました。

当大使館は、2019年4月に開始した特定技能制度を推進させるため、またCOVID-19対応も含めて、貴機構との協力関係をより強固にし、両国の安定と繁栄のために協力していくことを心から願っております。

お祝いの言葉



インドネシア

インドネシア共和国大使館
ヘリ アフマディ 特命全権大使

本年10月に30周年をお迎えになることを心よりお祝いを申し上げます。

過去30年間、貴機構は技能実習制度を通じて、日尼両国間相互の人材発展に尽くされてきました。このことを通じて、両国間の経済は発展につながるとともに、両国間の相互理解は大きく進展することができました。

現在に至るまで継続している当大使館との協力関係の構築に謝意を示すとともに、今後も発展していくことを祈念します。

インドネシア AP2LN(認定送出機関連合体)
フィルマン ブディヤント 会長

AP2LN役員及び全ての会員は30周年に心よりお祝い申し上げます。

我々は、日本へ質の高い技能実習生を送り出し、貴機構と共に日尼友好関係の架け橋の役割を果たします。そしてインドネシア送出機関の質の向上を図り、技能実習生が日本へ貢献できるよう貴機構と協力していきます。



フィリピン

フィリピン
APLATIP(認定送出機関連合体)
ダニーロ ナバロ 会長

Soshiki no 30-shūnen omedetōgozaimasu.

APLATIP及び傘下の82の送出機関は、30周年に際して心よりお祝い申し上げます。

貴機構が今後とも、技能実習制度と特定技能制度の発展に向けて送出機関と受入機関の架け橋となることを祈念いたします。

そして30年間、貴機構がフィリピン人とその家族の幸福のために機会を創出し多大な貢献をしてきたことに感謝します。30周年おめでとうございます。



カンボジア

在日本国カンボジア王国大使館
ウン ラチャナ 特命全権大使

喜ばしき30周年に際し、我々は心からのお祝いを表します。過去30年間の需給マッチングの努力を通じて貴機構は素晴らしい業績をあげ、人材育成そして技能実習生の幸福に貢献してきました。

これは実直で献身的な貴機構役員職員の皆様の賜物です。我々は皆様の実りあるこれまでの協力に感謝し、今後も素晴らしい成功に導かれることを祈念します。



モンゴル

駐日モンゴル国大使館
エンフバト エンフバートル 三等書記官

貴機構の創立30周年を心からお祝い申し上げます。

2022年には、1972年2月24日のモンゴルと日本の外交関係樹立50周年を迎えます。モンゴル国の長期開発方針のもと、両国の「戦略的パートナーシップ関係」を深め、モンゴルの文化・芸術・習俗を広報し、両国民間の相互理解と友情をさらに強化していきます。貿易・経済関係を拡大し、投資を活性化させ、地域の平和と持続可能な開発のため連携を深めていきます。

モンゴル国と日本の友好関係と協力、そして両国国民の親密な友情が世代から世代へと繁栄しますよう、祈念します。



インド

インド NSDC(全国技能開発公社)
アルンクマール ピライ 経営戦略局長

30周年を心よりお祝い申し上げます。貴機構は技能向上の分野において二国間関係を強化することに尽力してこれ、技能実習制度の発展のため多大なる貢献をしてきました。NSDCとして大変評価しています。

貴機構がこれまで、インド送出機関の監理団体との業務提携の構築を後押し、協力してくれたことに対して、評価すると共に心より感謝いたします。今後とも貴機構の発展を祈念すると共に、貴機構との密接な協力を望んでおります。

※1 外国語で祝辞を頂戴した次の機関につきましては、JITCOにて日本語に翻訳し、掲載しています。
駐日ベトナム大使館・中日研修生協力機構・駐日タイ王国大使館・インドネシア共和国大使館
在日本国カンボジア王国大使館・インドNSDC(全国技能開発公社)・インドネシアAP2LN
(認定送出機関連合体)・フィリピンAPLATIP(認定送出機関連合体)

※2 国の並び順は基本的に2019年度の技能実習入国者数の多い順番にそろえています。

※3 各国大使館の名称は各国大使館による表記を引用しています。

元技能実習生たちの母国での活躍

当社現地法人の中核として

扶桑鋼管株式会社(監理団体:ティー・アイ・シー協同組合)

当社の北陸支店では、タイとインドネシアから技能実習生を受け入れています。初めて旋盤の機械加工職としてタイ人技能実習生を受け入れたのは2010年12月、インドネシア人技能実習生を受け入れたのは翌年の2011年12月です。特に1期生の技能実習生はそれぞれタイとインドネシアに帰国した後、母国にある当社現地法人へ入社し、現在は中核人材として活躍しています。

タイ人技能実習生1期生のチャトリーさんは、現在、タイ現地法人の品質保証責任者として、クレーム対応や納入先企業の監査対応、生産部品承認プロセスの作成に従事しており、日本人工場長の補佐として活躍しています。



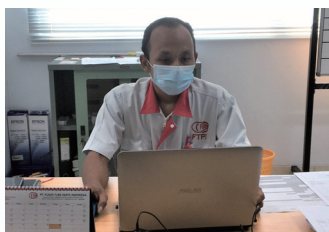
チャトリーさん(左)

同じく1期生のウテンさんは、品質保証の管理職として、測定器の管理や検査工程の管理(受入検査、工程内検査、最終検査)、品質改善、初物対応に従事しています。



ウテンさん

インドネシア人技能実習生1期生のアジブさんは技能実習修了後、インドネシアに創業したばかりの当社グループ会社へ入社し、赴任した日本人マネージャーと一緒に工場の立ち上げ



アジブさん

に奮闘しました。その功績もあり、あらためて企業内転勤のビザで再来日していただき、日本国内の当社グループで3年間、品質管理やマネージャー職の勉強を行ったのち、現在はインドネシア現地法人の加工工場の工場長として活躍しています。

この3名の他にも、母国で当社現地法人に入社した元技能実習生たちが、製造部の管理職やチームリーダーとして活躍しています。

元技能実習生にインタビューしてみると、仕事面では日本での技能実習による機械加工の技能や品質管理、安全衛生管理、出荷などの関連した技能の経験が現在の仕事に役立っており、そこから現地のスタッフへ指導できることが強みになっていることが分かります。これは社内だけでなく、取引先との打ち合わせに参加



グループ会社の現地法人で活躍する、タイ人元技能実習生の皆さん



同、インドネシア人元技能実習生の皆さん

した際にも、加工図面から内容を理解し、要望に沿って加工を提案できることから、取引先との信頼関係にも好影響をもたらしています。

さらに、仕事面だけではなく、日本の文化、時間を守る事や作業効率などの時間の考え方が身についたことで、私生活面でも良い影響があったとのことでした。

元技能実習生の当社グループ会社内での活躍は、当社が目指していた技能実習生と当社のWin-Winの関係の一つとして非常に良い結果となっています。

また、違う国の文化や考え方はなかなか伝わりにくいものですが、元技能実習生たちが現地スタッフへ日本企業の文化やルール、日本品質を指導することで、現地工場でも日本国内の工場と一緒に考えのもと、連携したグローバルな仕事に取り組むことが可能となっており、今ではなくてはならない存在となっています。

過去30年間で多くの技能実習生が日本で技能等を修得し、母国に帰国しました。帰国後の元技能実習生の活躍について、扶桑鋼管株式会社様（監理団体：ティー・アイ・シー協同組合様）と協同組合アペックス様にレポートしていただきました。

技能実習での経験を活かして

協同組合アペックス

この度は公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）創立30周年を迎えられ、心からお祝いを申し上げます。

弊組合は2004年から地域密着型の監理団体を目指し、群馬県中心に中国から技能実習生の受入れを行ってきました。その後、国に戻った数々の技能実習生は、日本で学んだ技術や考え方、企業管理方式などを用いて起業し、成功を収めています。その中で、孫成功さんの活躍ぶりを本人からの手紙を通じてご紹介させていただきます。

年間売上高5億円の会社社長となった私

1988年、私は中国東北部にある大連市近郊の、景色は綺麗ですが、あまり豊かではない村に生まれました。子どもの頃から負けず嫌いな性格でした。勉強好きな私は大学に進学したかったのですが、家庭の貧困と諸原因で大学を諦め、親と農業を営むようになりました。そのうちに、外国への憧れが強くなり、2009年に技能実習生として日本へ飛び出しました。

初めての日本の清潔感のある街並み、おしゃれな建築に圧倒されながら、私は一生忘れられない、夢の出発点でもある株式会社ミートODA（群馬県高崎市）に到着しました。

それから3年間、技能実習に取り組みました。会社で匠の精神に魅了され、日本の優れた技術を学習しながら生産管理方式も勉強させていただきました。茂木儀清社長と監理団体の教えのもとで、日本語能力試験N2も受かりました。会社や監理団体の皆さんからきめ細かな対応をしていただき、異国で家族の温

かみさえ感じることができた3年間でした。

2012年に技能実習期間が満了し、大連市に帰国してから会社と監理団体から激励を受け、日本で学んだ技術・言語スキルを生かし、「もやし」を生産する地元の日系企業に就職しました。そこでも人生の伯楽と出会い、もやし生産の核心的な技術を手取り足取り教えていただきました。その後、日系企業が地元の大連から撤退することとなったため、私が業務を引き継ぐことになり、2019年に大連福康達農副製品有限公司を創業しました。今は自分でも信じられないほどですが、主力商品であるもよしの生産量は地元シェア70%を占め、売上高は5億円を超えており、今年、第2工場も建設しました。

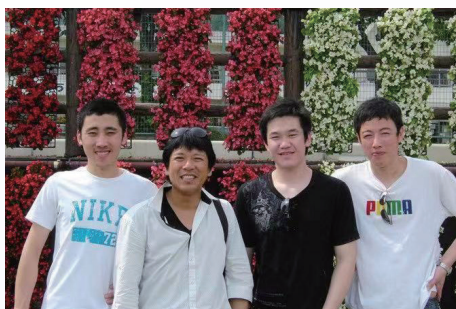
起業してからの業績自体は悪くないと思いますが、たくさんの困難にぶつかり、その都度、茂木社長、監理団体の王専務理事から激励、アドバイスをいただき、困難に立ち向かい、乗り越えることができました。

また2020年の2月には群馬にお招きいただき、私は自分の経営チームを連れ、元実習先である株式会社ミートODAを見学させていただきました。経営チームのメンバーたちも多くの感銘を受けたようです。

最後になりますが、日本で頑張っている技能実習生の後輩たち、人生は奮闘であり、高いところを登ろうとするからこそ高いところの風景を眺められます。今の技能実習のチャンスを大事にし、たくさん学んで、時にはうまく行かずとも、辛抱の時も必要です。「宝剑鋒从磨砺出 梅花香自苦寒来」、剣は磨けば磨くほど鋭くなり、梅花は寒い冬に渡ったからこそ美しく香るものです。



孫成功さん
（大連福康達農副製品有限公司本社前で撮影）



株式会社ミートODAの茂木儀清社長（左から2番目）と孫成功さん（1番右）、そして同期の技能実習生との思い出の1枚。（2010年撮影）

JITCOの30年の歩み

1991年から2021年までの30年間のJITCOの歩みを、年表やOBの談話、統計データ等から振り返ります。

JITCOの原点

外国人研修生の受入れを諸外国の適正な理解と協力を得つつ、円滑に、より効果的に推進するためには、研修生受入れ企業等に対し、実態に応じた総合的な助言・支援を行うとともに、研修制度運営に伴う様々な課題について組織的に調査・研究を進めていく専門の機関が必要であります。

このような機能と役割を果たすため、今回、関係各方面の御協力を得つつ新たに財団法人「国際研修協力機構」を設立することとした次第であります。

〔財団法人 国際研修協力機構 設立趣意書〕より抜粋



最初に本部が入居した千代田区神田駿河台のオフィスビル。創業当初は6階に入居。その後、同ビル1階に移り、看板を設置。(2007年撮影)

年表 でみるJITCOの30年

年月	技能実習等の制度の出来事	JITCOの歩み
1991	6月	設立準備本部を港区虎ノ門に開設
	9月	法務省、外務省、通商産業省(現 経済産業省)、労働省(現 厚生労働省)の4省より設立許可文書を受領(「財団法人 国際研修協力機構」設立)
	10月	国際研修協力機構(JITCO)創業、千代田区神田駿河台にて事業開始 通産省、労働省補助事業「研修実施に関する相談援助事業」開始(相談事業の開始)
	12月	第3次臨時行政改革推進審議会の第2次答申において技能実習制度の創設が提言される 外国人研修生総合保険(いわゆるJITCO保険)の取扱いを開始 第1回海外調査団を中国に派遣、国家外国専門家局との間で討議議事録(R/D)に調印 ※2021年現在までに16ヶ国17機関との間で調印(詳細は本誌P.14)
1992	1月	実務者養成セミナー(現 技能実習生受入実務セミナー)開催(セミナー事業の開始)
	3月	広報誌「国際研修協力」(現「かけはし」)の創刊 職種毎のトレーニングカリキュラムやトレーニングテキスト等を開発(教材事業の開始)
	7月	主務官庁に建設省(現 国土交通省)が追加され、5省共管の法人となる
	11月	定例相談会(現 制度説明会)の開始
	12月	中国語・インドネシア語による「外国人研修生相談室」を開設(後に「母国語相談」としてベトナム語、フィリピン語を追加) ※2020年に一般相談と統合
1993	1月	母国語情報誌「研修生の友」(現「技能実習生の友」)の中国語版・インドネシア語版を創刊 ※2021年現在、ベトナム語版、タイ語版、英語版、フィリピン語版、カンボジア語版、ミャンマー語版、モンゴル語版も追加
	4月	「研修1年+特定活動(技能実習)1年」による最長2年の受入れが可能となる(技能実習制度の創設) 労働省委託「技能実習制度の円滑な推進事業」開始 ※2017年度まで受託 11都市に地方駐在事務所を開設 ※新設・統合を経て、2021年現在は12都市に設置
	8月	「認定評価システム」(現「技能実習評価試験」)の第1号として建設機械施工を認定 ※2021年現在は29職種
	11月	無料職業紹介事業(対国内)及び国際無料職業紹介事業(対インドネシア)を開始 ※2017年に事業廃止

1993	12月		「第1回JITCOフェスティバル中央大会ー第1回外国人研修生作文コンクール優秀作品表彰」を開催 ※作文コンクールは現在第29回まで毎年開催
1994	4月		入国・在留諸申請書類の点検取次ぎサービス開始
1995	11月	技能実習移行申請者が累計1万人を突破	
1997	2月		ホームページを開設
	4月	技能実習の期間が延長され、「研修1年+技能実習2年」の最長3年の受入れが可能になる	
	7月		大阪及び名古屋駐在事務所で出入国関係の相談サービスを開始 ※2021年現在はすべての地方駐在事務所で実施(東京は本部で実施)
1999	2月	制度の適正化を推進するため、法務省において「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(法務省指針)が示される	制度の適正化を推進するため、外国人研修・技能実習事業における研修手当、賃金及び管理費等に関するガイドラインを策定
2002	4月		教材販売センター(現 教材センター)開設
2004	4月		JITCO評価認定事業を開始
2005	10月		「第1回JITCO交流大会」を開催
2007	11月		本部事務所を港区浜松町へ移転
	12月	法務省指針が改訂され、旅券や預金通帳の受入機関による預かりの禁止等が明文化される	
2008	9月	リーマンショック(増加傾向にあった研修生等の入国者数が減少に転じる)	
2009	10月		「申請書類作成支援システム」(JITCOサポート)の運用開始
2010	7月	在留資格「技能実習」が新設され、技能実習生は入国1年目から労働関係法令の適用対象となる	
2011	3月	東日本大震災(来日を見合わせたり途中帰国する技能実習生が急増する)	東日本大震災の発生により緊急帰国した技能実習生の再入国手続きに関する相談対応や技能実習生の被災状況調査等を実施
2012	4月		内閣府所管の公益財団法人へ移行
	7月	在留カードの交付やみなし再入国許可制度等が開始される	
2013	12月	法務省指針が改訂され、監理団体による監査の適正化を図るため、手順、方法等が具体的に示される	
2015	2月		外国人建設就労者の受入れに係る入国・在留諸申請の点検・取次サービスを開始
	12月		本部事務所を港区芝浦(現在の所在地)へ移転
2016	11月	臨時国会において「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」が成立	
2017	3月		技能実習「新制度説明会」を全国8ヶ所で開催
	6月		外国人技能実習機構への計画認定申請書類の点検・提出サービス開始
	7月		「JITCO総合支援システム」(新JITCOサポート)の運用開始
	9月		主務大臣から技能実習法に基づく養成講習機関としての告示を受ける
	11月	技能実習法の施行	
	12月		養成講習事業の開始
2018	12月	臨時国会において入管法等が改正され、在留資格「特定技能」が創設される	
2019	3月		「特定技能」説明会を全国12ヶ所で開催
	4月	「改正入管法」の施行及び在留資格「特定技能」での受入れが開始(特定技能外国人の入国開始)	特定技能外国人の受入れに係る入国・在留諸申請の点検・取次サービス開始
2020	4月	コロナ禍(入国制限措置により技能実習生の入国が事実上停止する)	法人名称を「国際人材協力機構」(Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization)に変更
2021	10月		創業30周年

OB に聞くJITCOの30年①

インタビュー JITCO創業の頃

元 理事・出入国部長 黒木忠正

JITCO創業時の出入国部長（現在の申請支援部）を務められた黒木忠正氏に当時のエピソードなどを伺いました。

制度のQ&Aや記載例集を初めて作成

それまで公務員として30数年間、法律を舞台に働いてきた当時の私にとって、JITCOでの仕事は初めての分野であり、自分たちの力で新しい団体を作り、団体を運営していくというのは、いろいろ苦勞もありましたが、「無」から「有」を作るという非常に楽しい仕事でした。

JITCOの発足当時のスタッフのほとんどが、外国人研修制度に関する基礎知識がなく、10月1日(1991年)にJITCOを立ち上げてお客様が来られたとしても、十分に説明できるスタッフが少ないので大変だと感じました。そこで、まず職員の研修から始める必要があると考え、「外国人研修生の受入れQ&A」を作ることになりました。わずか10日あまりで原稿を書き上げて、当時の法務省入国審査課に持ち込んでQ&Aの内容の点検をしてもらい、JITCOで初めての「Q&A」の教材が完成しました。

お客様向けには、JITCOが発足して1年くらい経った頃に、窓口で申請書類の書き方について毎回細かく説明するのは時間を要して大変なので、JITCOで初めて申請書類の書き方を案内する「記載例集」を作りました。当時は、現在の市役所の窓口にあるような申請書の記載例などもない時代でしたので、出版社に「こんなのはどうだろうか」と相談して作りました。記載例そのものがまだ一般的でなかったこともあって、お客様の中には記載例集のとおり申請書類を書いてくる人もいました。お客様に買っていただく時に「これは記載の例ですから、このとおりに書く必要はないですよ」と説明したこともありました。



『外国人研修生 入国・在留諸申請用書式及び記載例集』(1992年7月発行)

改めて知った外国人研修の現場の知恵と苦勞

特に農業や漁業などの職種では、私たちの知らないこともたくさんあって、勉強になることも多々ありました。例えば、漁業では、漁船内の1人当たりのベッドが肩幅くらいの狭さなのは、波で揺れても身体が転がらないようにという漁師の方々の知恵だということや、漁業の繁忙期に外国人研修生を新たに受け入れると、入国後講習などの関係から

外国人研修生は漁の盛りの時期に海ではなく陸上で講習を受けているといった状況になってしまうこと。また、農業では、収穫の時期は特に労働時間が天候によって左右され、雨に濡れる前にキャベツの収穫をしなければならず、早朝から農作業を開始するといったことなど。「こういうことを全然わからずに外国人研修制度をやっているのですか?」と言われてしまい、返答に困ったこともありました。

世間に誇れるような社風を創ってほしい

先例や経験がないような全く新しい団体を作って、そこで仕事をし、「外国人研修生の受入れQ&A」や「記載例集」のように、自分のアイデアで皆様に喜んでいただけるというのは、本当に楽しいことです。そういう場を提供してくださったJITCOには本当に感謝しています。

JITCOの開所式で、初代会長だったソニーの盛田(昭夫)さんに「ぜひ君たちに新しい社風を創ってほしい」と言われました。私がJITCOで働いていた頃、頭の片隅にはいつもこの言葉があったのですが、残念ながら、忙しかったこともあって具体的にこんな社風を創ったというような記憶がありません。JITCOの社風を創ることが実現できなかったことが唯一の心残りです。ぜひJITCOの現役職員の皆さんには、世間に誇れるようなJITCOの社風を創ってほしいと思います。それが、お客様に対する心配りや働きがいにもつながると思います。

JITCOの皆さんの益々のご活躍とJITCOの一層の発展を願っています。



当機構出入国部長時代の黒木氏(1991年9月頃)

OB に聞くJITCOの30年②

寄稿 技能実習法の成立・施行(2014~2017年)とJITCOの対応

前 専務理事・事務局長 新島良夫

JITCO創立30周年の機会に、技能実習法成立に関する事情を当時の関係者の一人として自分なりに簡単に整理してみたいと思います。

技能実習法制定の経緯

技能実習制度は1993年労働大臣公示「技能実習制度推進事業運営基本方針」により制度化され、この方針に基づき入管法令、労働関係法令に即して運用されてきたところ、幾度かの改正を経て2017年の技能実習法施行により抜本的な法整備が図られました。

2014年法務省入管政策懇談会報告において、賃金未払い等の労働法令違反、実習生に対する人権侵害事案等を背景として、監理団体による監理の適正化、公的機関による管理体制の強化、優良な受入機関への拡充策等を内容とする制度見直しの方向が示されました。そして同年6月閣議決定「日本再興戦略」において、この方向に即して技能実習制度についての新法制定を行うこととされました。

技能実習法案の概要は、第一に、制度の適正化を図るものとして、監理団体の許可制、実習計画の認定制、実習生に対する人権侵害行為の禁止等の保護措置、そして認可法人として設立される外国人技能実習機構による実習計画認定、監理団体許可業務の実施、第二に、制度の拡充として、優良な実習実施者、監理団体に限定した第3号技能実習生受入れを可能とするもの、であり2016年3月31日に施行とされていました。法案は2015年3月国会に提出されましたが衆議院法務委員会での審議が進まず継続議案となり、翌2016年4月、5月に3回の法案審議を経て質疑終局したものの採決に至らず再度継続審議となり、ようやく同年11月に成立し同月28日に公布、2017年11月1日に施行されることとなりました。国会においては、賃金水準等の実習生の待遇改善、実習継続困難事案での実習先変更、優良な監理団体、実習実施者の基準、介護職種の追加等の指摘が行われ、対応する条文の修正等が行われました。

法案提出から成立まで1年8ヶ月要し、さらにそこから約1年間の準備期間をおき、その間政省令の整備に並行して外国人技能実習機構の体制づくりが行われ新制度がスタートしました。

JITCOとしての対応

このように法制化がそれまでの基本的な枠組みを維持しつつより実効性、強制力の強い仕組みに改める方向で行われたこともあり、JITCOとしては制度適正化のための管理監督強化の必要性を認めつつ、監理団体等の制度関係者への適切な情報提供、相談等の支

援ニーズを考慮し、20数年に亘り担ってきた制度推進事業実施機関としての国からの委託事業を中心とした事業活動から、制度関係者に対する総合的支援機関として機能強化を図るべく事業の再構築を行いました。

その内容は、「5つの支援」と言われる事業パッケージで、第一に、監理団体、実習実施者等に対する制度セミナーの実施や情報提供等を内容とする「受入れ支援」、第二に、外国人技能実習機構に対して行う実習計画認定申請書類の点検・提出、地方入管局に対して行う入国在留申請書類の点検・取次等の「手続き支援」、第三に送出国政府、送出機関との情報交換を内容とする「送出し支援」、第四に、実習生の技能向上、各種教材テキストの作成・販売を通じた「人材育成支援」、第五に、実習生総合保険や法的保護講習への講師派遣等の「実習生保護支援」であり、これら五つの事業に再編し、外国人技能実習機構による管理監督とJITCOによる支援が相互に補完しながら実習制度が円滑に運用されるものと考えました。併せて受講義務が規定された養成講習についても養成講習機関として全面的に実施することとしました。



当機構専務理事時代の新島氏

今後の展開とJITCOへの期待

技能実習法の制定により技能実習制度は確たる制度として新たなスタートを切ったわけですが、そこに至るまで様々な課題、紆余曲折があったことも事実です。仕組みは従前の制度を基礎とするのか、全く新しい制度をつくるのか、制度管理機関はどうするのか、JITCOとの関係はどうするのか、予算は、人は、等様々な課題に検討がなされ現在の姿に収束したものと考えています。関係者の多大な努力に敬意を表するとともに、新制度への移行に関してJITCOとしても一定の貢献を果たすことができたのではないかと考えています。その後、さらに「特定技能」が制度化され、技能実習と同じく外国人材に関わるスキームとして、両者相補完しながら制度運用がなされるものと思っています。

JITCOは元々団体型研修を支援する「国際研修協力機構」として設立されましたが、現在、法人名称も「国際人材協力機構」に改められ、広く外国人材に関わる総合支援機関として、制度関係者特に会員の皆様の意に沿いつつ活動していくことが期待されています。

データでみる外国人材受入れ制度の30年

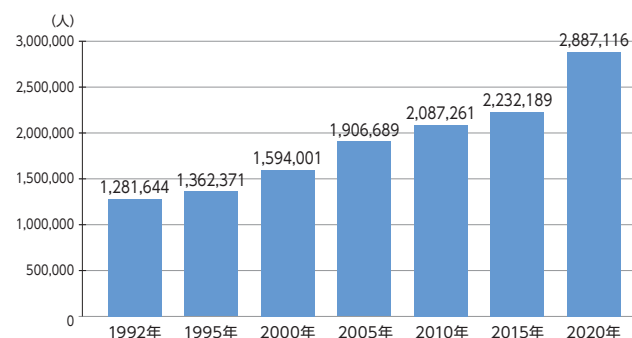
1 在留外国人数の推移と在留資格「研修」「技能実習」「特定技能」の占める割合

右のグラフは1991年～2020年までの日本に在留している外国人数の推移、下のグラフは1992年末と2020年末の在留外国人数の在留資格別の内訳です。

在留外国人数の総数は1992年から2020年までで2倍以上に増加しています。そのうち、在留資格「研修」「技能実習」「特定技能」を見ると、1992年末には研修は19,237人で全体の2%でしたが、2020年末には「研修・技能実習・特定技能」の合計が394,037人で全体の14%と、「永住者」について多くなっています。

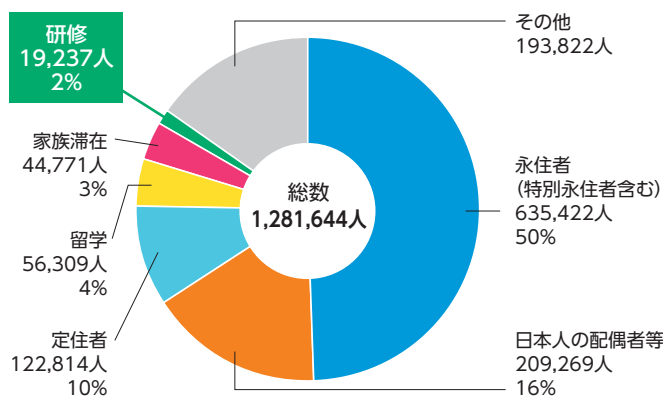
在留外国人数の推移(各年末)

法務省資料に基づきJITCO作成



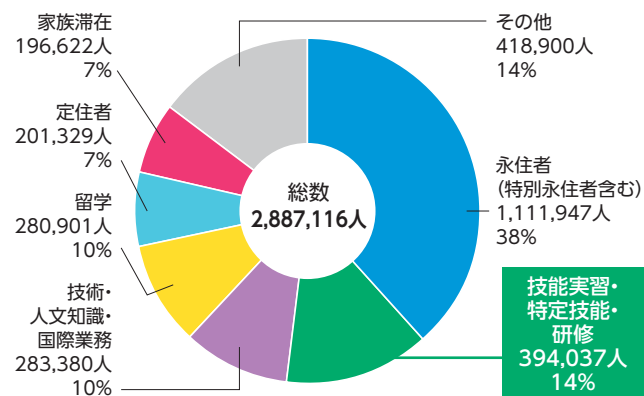
※1992年から2011年までは外国人登録者数。2012年以降は外国人登録制度が廃止されて現在の在留管理制度が導入されたことにより、「中長期在留者」及び「特別永住者」の在留者数を計上しています。

在留外国人数 在留資格別内訳(1992年末)



法務省資料に基づきJITCO作成

在留外国人数 在留資格別内訳(2020年末)



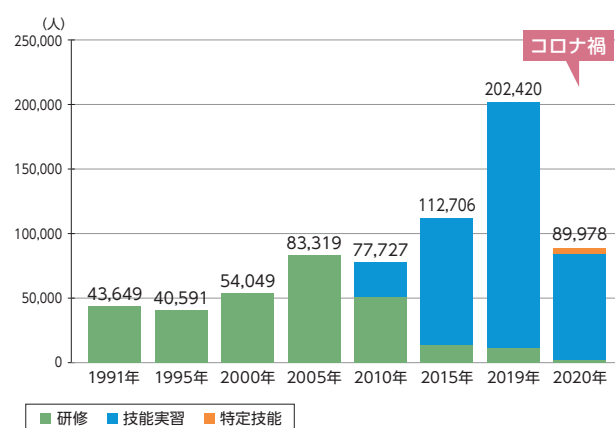
法務省資料に基づきJITCO作成

2 研修生・技能実習生・特定技能外国人の新規入国者数の推移

右のグラフは1991年～2020年の研修生・技能実習生・特定技能外国人の新規入国者数の推移を示しています。

1991年には研修生の新規入国者数は43,649人でしたが、2019年には研修生・技能実習生・特定技能外国人の合計で202,420人と5倍近く増加しています。ただし、2020年はコロナ禍の影響で前年より半減して89,978人となっています。

研修生・技能実習生・特定技能外国人の新規入国者数の推移



法務省資料に基づきJITCO作成

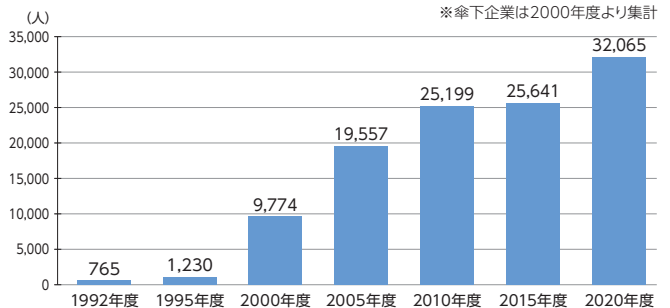
データでみるJITCOの30年

1 JITCO会員数の推移

JITCOの事業活動は、賛助会員の皆様からの賛助会員費等によって運営されています。

JITCOの賛助会員及び会員傘下企業の合計数は、2020年度末時点で32,065先となっています（傘下企業数は2000年から集計）。

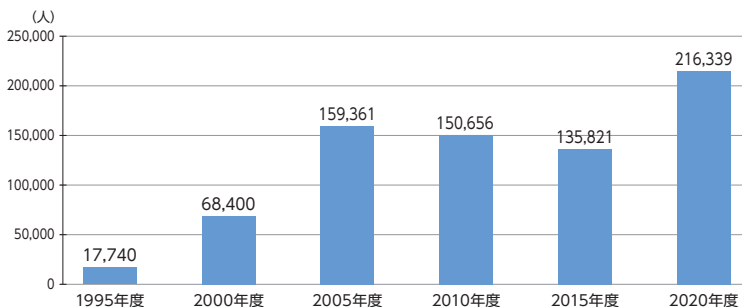
賛助会員及び賛助会員傘下企業の合計数の推移(各年度末)



2 JITCOによる地方出入国在留管理局への取次人数の推移

JITCOは1994年に在留資格「研修」の入国・在留諸申請書類の点検・取次サービスを開始しました。その後、対象を在留資格「技能実習」「特定技能」へと広げ、申請取次人数は研修・技能実習生等の人数ベースで1995年度の17,740人から2020年度は216,339人まで増加しています。

地方出入国在留管理局への取次件数の推移(人数ベース)



1994～2020年度までの
累計取次ぎ件数 約321万7,000人分

申請内容の内訳

認定証明書	1,146,912人
期間更新	1,012,842人
資格変更	1,030,464人
その他	26,573人

3 JITCOと送出国政府窓口とのR/D(討議議事録)調印状況

JITCOでは1991年の設立以来、送出国政府機関等とR/D(討議議事録)を調印し、適正で円滑な制度推進のため、定期協議を実施して制度の状況等の情報交換等を行っております。R/Dは現在までに16ヶ国17機関との間で調印しています。

調印年	相手機関	調印年	相手機関
1991年	中国国务院引進国外智力領導小組弁公室	1996年	インド労働省雇用訓練局
1992年	インドネシア労働省職業訓練雇用総局	1998年	ミャンマー労働省労働局
	中国対外貿易経済合作部関連の中日研修生協調機構		モンゴル保健社会保障省
	ベトナム労働社会傷病兵省	1999年	ウズベキスタン労働省
1994年	フィリピン労働雇用省国家労働力青年評議会	2003年	カンボジア社会問題・労働・職業訓練・青少年更生省労働・職業訓練総局
	タイ労働社会福祉省雇用局		ネパール労働・運輸管理省
1995年	ペルー国際協力庁	2005年	バングラデシュ海外居住者福利厚生・海外雇用省
	ラオス国家計画協力委員会国家経済協力局	2019年	パキスタン教育職業訓練省
	スリランカ職業訓練地域産業省		

「第29回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール」入賞者発表

JITCOは、技能実習生・研修生の日本語能力向上を支援するためにさまざまな事業を展開していますが、本コンクールはその重要な活動のひとつです。

29回目を迎えた今年は、2,600編の力作が寄せられました。技術や技能の修得とともに日本語の学習に励まれた技能実習生の皆様の熱意と、日頃指導にあたられている監理団体・実習実施者等の皆様のご支援に、心より敬意と感謝の意を表します。



1 応募状況

応募総数 2,600 編

	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度
ベトナム	1,264	1,671	1,484	1,106	1,194
中国	468	580	621	643	1,069
インドネシア	395	349	200	183	141
フィリピン	166	73	43	54	61
ミャンマー	106	110	110	95	77
モンゴル	77	97	40	26	27
タイ	71	35	23	17	45
カンボジア	39	19	34	24	20
キルギス	4	0	1	0	0
スリランカ	4	0	0	0	1
インド	3	30	0	0	0
マレーシア	2	0	0	0	0
ウズベキスタン	1	5	0	0	0
バングラデシュ	0	2	0	0	0
ラオス	0	0	0	3	0
ネパール	0	0	0	0	1
合計	2,600	2,971	2,556	2,151	2,636

国籍別内訳推移(単位:編)

2 審査過程

審査は、例年どおり3段階で行いました。

- ◆ 第一次審査: JITCO 職員が担当し、内容と日本語能力の観点から上位50編を選出しました。
- ◆ 第二次審査: JITCO 役員5名による総合評価に基づき、最終審査に進む27編と佳作23編を選出しました。
- ◆ 最終審査: 外部有識者を含む5名の最終審査委員が審査に当たり、審査委員会における協議を経て、最優秀賞4編、優秀賞4編、優良賞19編を選出しました。

最終審査委員(敬称略)

- 委員長 関口 明子 公益社団法人国際日本語普及協会 理事長
- 委員 坪田 秀治 日本商工会議所 参与
- 委員 阿部 博司 一般社団法人日本経済団体連合会 上席主幹
- 委員 八木 宏幸 公益財団法人国際人材協力機構 理事長
- 委員 杉浦 信平 公益財団法人国際人材協力機構 専務理事

第29回日本語作文コンクール入賞者一覧



最優秀賞(4人)

氏名	作品名	国籍/職種	実習実施者	監理団体
TANTI SOPIAH NURCAHYATI	素敵なプレゼント	インドネシア/ 介護	医療法人社団晃進会	Jプロネット協同組合
TRAN THI AI LY	これまでの私、そして、 これからの私	ベトナム/ 介護	株式会社ツクイ	鳩の家協同組合
NGUYEN THI HOAI THU	私の菜園	ベトナム/ 機械加工	シバタ精機株式会社	福岡素形材産業協同組合
MAY ME ME LIN PAING	いま、伝えたいこと	ミャンマー/ 介護	社会福祉法人和光会	スマイルバンク事業協同組合



優秀賞(4人)

氏名	作品名	国籍/職種	実習実施者	監理団体
潘 宇桐	2つの教え	中国/ 電子機器組立て	旭電器工業株式会社	ELC 事業協同組合
LE THI NGOC DIEM	夢の中のレストラン	ベトナム/ 介護	株式会社ル・グラン	鳩の家協同組合
SANJANA	太陽が守ってくれるから	インド/ 介護	ウェルコンサル株式会社	協同組合ウェル国際技能協力センター
RISMA TIKASMAWATI	神様が与えてくれた試練	インドネシア/ 介護	社会福祉法人東毛会	協同組合ケアサポート瑞穂



優良賞(19人)

氏名	作品名	国籍/職種	実習実施者	監理団体
熊 丹	今日も私は女優です	中国/ 介護	社会福祉法人中川徳生会	PNJ 事業協同組合
ENKHTUYA ZOLZAYA	一人一冊=図書館	モンゴル/ 機械検査	藤田螺子工業株式会社	九州ネット協同組合
丛 世斌	「山川異域、風月同日」	中国/ 電子機器組立て	パナソニックライフソリューションズ 電材三重株式会社	ELC 事業協同組合
VICENTE NOEL GAMO	大好きな国	フィリピン/ 溶接	株式会社 IHI	西日本海外業務支援協同組合
DINH NGOC ANH	特別な出会い	ベトナム/ 溶接	平本産業株式会社	デジタル共販事業協同組合
TRAN THI PHUONG	私の心に響いた言葉	ベトナム/ そう菜製造業	株式会社グルメサービス	福岡食品関連協同組合
MERINA MARSELLA	私の経験で一番の思い出	インドネシア/ 介護	社会福祉法人千葉育美会	医療介護ネットワーク協同組合
HILADO MARJORIE MALAPITAN	待ち遠しい日	フィリピン/ 介護	医療法人二之沢会	公益社団法人アジア産業技術交流協会
NGUYEN CONG BANG	幸せの桜色	ベトナム/ 機械加工	株式会社ノムラ化成	東京中小企業経友会事業協同組合
QUIROS ERIC LALATA	真心と思いやり	フィリピン/ とび	株式会社河建	協同組合 J&J 田原
李 九环	笑顔の力	中国/ 水産練り製品製造	株式会社紀文食品	すずらん協同組合
DELA CRUZ CHEYSSERNESS AGBULOS	大好きなおばあちゃん	フィリピン/ ハム・ソーセージ・ ベーコン製造	株式会社昔亭	富山アジア経済技術協同組合
劉 晗	私の事を覚えてくれない おばあさん	中国/ 介護	社会福祉法人春來福祉会	協同組合ユニバーサルワークネット
孙 苗	席の譲り方の違い	中国/ プラスチック成形	エーディーエンジニアリング有限公司	北陸対外事業協同組合
TRAN THI MY LINH	望みを捨てないで	ベトナム/ 介護	社会福祉法人ケアマキス	Techno Trade 協同組合
NGUYEN THI DIEM	偏見を変える努力の力	ベトナム/ 座席シート縫製	株式会社愛和	NMG 協同組合
IRWAN ARI WIDIYANTO	性格	インドネシア/ 機械加工	株式会社竜製作所	公益社団法人アジア産業技術交流協会
WUTT YEE ZONE	気になる日本の言葉	ミャンマー/ 電子機器組立て	パーソルファクトリーパートナーズ 株式会社	ジェー・オー・ピー協同組合
徐 霞	甘い勇気と苦い勇気	中国/ 介護	医療法人社団博奉会	PNJ 事業協同組合

JITCO開催の2021年度下半期養成講習について

技能実習法に基づく技能実習制度では、監理団体の監理責任者、外部役員等の皆様や実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の皆様には、主務大臣から告示された養成講習機関が実施する養成講習の受講が義務化または推奨されています。

JITCOは養成講習機関として、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じうえて、2021年度下半期(2021年10月～2022年3月)に以下の講習を実施いたしますのでご活用ください。

2021年度下半期の養成講習実施スケジュール

① 監理責任者等講習

開催日	開催都市
2021年10月 5日	香川県 高松センタービル(高松)
2021年10月 5日	福岡県 リファレンス駅東ビル(福岡)
2021年10月11日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2021年10月19日	全国 オンライン講習
2021年10月26日	北海道 北農健保会館(札幌)
2021年10月26日	佐賀県 ホテルグランデはがくれ(佐賀)
2021年10月27日	岩手県 岩手教育会館(盛岡)
2021年11月 5日	愛知県 JITCO 名古屋駐在事務所(名古屋)
2021年11月 9日	山形県 食糧会館(山形)
2021年11月 9日	山口県 海峡メッセ下関(下関)
2021年11月16日	埼玉県 JA 共済埼玉ビル(さいたま)
2021年11月16日	宮崎県 KITEN ビルコンベンションホール(宮崎)
2021年11月30日	愛知県 日本会議室プライムセントラルタワー名古屋駅前店(名古屋)
2021年11月30日	徳島県 徳島県建設センター(徳島)
2021年12月 7日	高知県 高知県建設会館(高知)
2021年12月 7日	長崎県 長崎県建設工業協同組合(長崎)
2021年12月14日	秋田県 フォーラムアキタ(秋田)
2021年12月14日	静岡県 サーランティ浜松(浜松)
2021年12月21日	広島県 RCC 文化センター(広島)
2022年 1月18日	鹿児島県 鹿児島商工会議所(鹿児島)
2022年 1月25日	神奈川県 AP 横浜(横浜)
2022年 1月25日	三重県 三重県勤労者福祉会館(津)
2022年 2月 1日	和歌山県 フォルテワジマ(和歌山)
2022年 2月15日	群馬県 G メッセ群馬(高崎)

開催日	開催都市
2022年 2月15日	大分県 全労災ソレイユ(大分)
2022年 3月 1日	奈良県 奈良県コンベンションセンター(奈良)
2022年 3月 1日	沖縄県 沖縄県青年会館(那覇)

② 技能実習責任者講習

開催日	開催都市
2021年10月 4日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2021年10月 7日	香川県 高松センタービル(高松)
2021年10月 7日	福岡県 リファレンス駅東ビル(福岡)
2021年10月13日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2021年10月13日	広島県 備後地域地場産業振興センター(福山)
2021年10月14日	茨城県 アトナパレスホテル(神栖)
2021年10月15日	茨城県 アトナパレスホテル(神栖)
2021年10月26日	岩手県 岩手教育会館(盛岡)
2021年10月28日	北海道 北農健保会館(札幌)
2021年10月28日	佐賀県 ホテルグランデはがくれ(佐賀)
2021年11月 2日	茨城県 つくば国際会議場(つくば)
2021年11月 2日	長野県 佐久平交流センター(佐久)
2021年11月 4日	愛知県 JITCO 名古屋駐在事務所会議室(名古屋)
2021年11月 5日	富山県 砺波まなび交流館(砺波)
2021年11月11日	山形県 食糧会館(山形)
2021年11月11日	山口県 海峡メッセ下関(下関)
2021年11月18日	埼玉県 JA 共済埼玉ビル(さいたま)
2021年11月18日	宮崎県 KITEN ビルコンベンションホール(宮崎)
2021年11月25日	茨城県 エクセルホール(水戸)
2021年11月25日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2021年11月26日	茨城県 エクセルホール(水戸)
2021年11月29日	愛知県 日本会議室プライムセントラルタワー名古屋駅前店(名古屋)
2021年12月 1日	岡山県 倉敷ファッションセンター(倉敷)
2021年12月 2日	愛知県 日本会議室プライムセントラルタワー名古屋駅前店(名古屋)
2021年12月 2日	徳島県 徳島県建設センター(徳島)
2021年12月 9日	高知県 高知県建設会館(高知)
2021年12月 9日	長崎県 長崎県建設工業協同組合(長崎)

お申込みはJITCOホームページからとなります

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html>

※お申込み開始日は同ホームページ等で講習ごとにご確認ください。
 ※10月開催分についてはすでにお申込み受付を終了しているものもありますのであらかじめご了承ください。
 ※下記スケジュールに記載のない養成講習についても、追加開催する場合があります。最新情報はJITCOホームページでご確認ください。
 ※受講料は、一名につきJITCO賛助会員8,000円、一般13,000円(各消費税10%込)です。
 ※「JITCO養成講習に係る新型コロナウイルス感染症対策対応方針」をJITCOホームページに掲載しております。受講される皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

開催日	開催都市	
2021年12月16日	秋田県	フォーラムアキタ(秋田)
2021年12月16日	静岡県	サーラシティ浜松(浜松)
2021年12月23日	広島県	RCC文化センター(広島)
2022年1月12日	埼玉県	ふかや市商工会北部支所(深谷)
2022年1月13日	広島県	備後地域地場産業振興センター(福山)
2022年1月20日	鹿児島県	鹿児島商工会議所(鹿児島)
2022年1月27日	神奈川県	AP横浜(横浜)
2022年1月27日	三重県	三重県勤労者福祉会館(津)
2022年2月3日	和歌山県	フォルテワジマ(和歌山)
2022年2月17日	群馬県	Gメッセ群馬(高崎)
2022年2月17日	大分県	全労災ソレイユ(大分)
2022年3月3日	奈良県	奈良県コンベンションセンター(奈良)
2022年3月3日	沖縄県	沖縄県青年会館(那覇)

③技能実習指導員講習

開催日	開催都市	
2021年10月1日	愛知県	JITCO名古屋駐在事務所(名古屋)
2021年10月6日	香川県	高松センタービル(高松)
2021年10月6日	福岡県	リファレンス駅東ビル(福岡)
2021年10月12日	宮城県	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口(仙台)
2021年10月12日	東京都	JITCO本部会議室(港区)
2021年10月27日	北海道	北農健保会館(札幌)
2021年10月27日	佐賀県	ホテルグランデはがくれ(佐賀)
2021年10月29日	岩手県	岩手教育会館(盛岡)
2021年11月1日	愛知県	JITCO名古屋駐在事務所会議室(名古屋)
2021年11月10日	山形県	食糧会館(山形)
2021年11月10日	山口県	海峡メッセ下関(下関)
2021年11月17日	埼玉県	JA共済埼玉ビル(さいたま)
2021年11月17日	宮崎県	KITENビルコンベンションホール(宮崎)
2021年11月24日	東京都	JITCO本部会議室(港区)
2021年12月1日	愛知県	日本会議室プライムセントラルタワー名古屋駅前店(名古屋)
2021年12月1日	徳島県	徳島県建設センター(徳島)
2021年12月3日	岡山県	倉敷ファッションセンター(倉敷)
2021年12月8日	高知県	高知県建設会館(高知)
2021年12月8日	長崎県	長崎県建設工業協同組合(長崎)
2021年12月15日	秋田県	フォーラムアキタ(秋田)
2021年12月15日	静岡県	サーラシティ浜松(浜松)
2021年12月22日	広島県	RCC文化センター(広島)
2022年1月12日	広島県	備後地域地場産業振興センター(福山)
2022年1月19日	鹿児島県	鹿児島商工会議所(鹿児島)
2022年1月26日	神奈川県	AP横浜(横浜)

開催日	開催都市	
2022年1月26日	三重県	三重県勤労者福祉会館(津)
2022年2月2日	和歌山県	フォルテワジマ(和歌山)
2022年2月16日	群馬県	Gメッセ群馬(高崎)
2022年2月16日	大分県	全労災ソレイユ(大分)
2022年3月2日	奈良県	奈良県コンベンションセンター(奈良)
2022年3月2日	沖縄県	沖縄県青年会館(那覇)

④生活指導員講習

開催日	開催都市	
2021年10月1日	千葉県	千葉県教育会館(千葉)
2021年10月1日	愛媛県	えひめ共済会館(松山)
2021年10月8日	香川県	高松センタービル(高松)
2021年10月8日	福岡県	リファレンス駅東ビル(福岡)
2021年10月13日	宮城県	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口(仙台)
2021年10月14日	東京都	JITCO本部会議室(港区)
2021年10月28日	岩手県	岩手教育会館(盛岡)
2021年10月29日	北海道	北農健保会館(札幌)
2021年10月29日	佐賀県	ホテルグランデはがくれ(佐賀)
2021年11月2日	愛知県	JITCO名古屋駐在事務所会議室(名古屋)
2021年11月12日	山形県	食糧会館(山形)
2021年11月12日	山口県	海峡メッセ下関(下関)
2021年11月19日	埼玉県	JA共済埼玉ビル(さいたま)
2021年11月19日	宮崎県	KITENビルコンベンションホール(宮崎)
2021年11月26日	東京都	JITCO本部会議室(港区)
2021年12月2日	岡山県	倉敷ファッションセンター(倉敷)
2021年12月3日	愛知県	日本会議室プライムセントラルタワー名古屋駅前店(名古屋)
2021年12月3日	徳島県	徳島県建設センター(徳島)
2021年12月10日	高知県	高知県建設会館(高知)
2021年12月10日	長崎県	長崎県建設工業協同組合(長崎)
2021年12月17日	秋田県	フォーラムアキタ(秋田)
2021年12月17日	静岡県	サーラシティ浜松(浜松)
2021年12月24日	広島県	RCC文化センター(広島)
2022年1月14日	広島県	備後地域地場産業振興センター(福山)
2022年1月21日	鹿児島県	鹿児島商工会議所(鹿児島)
2022年1月28日	神奈川県	AP横浜(横浜)
2022年1月28日	三重県	三重県勤労者福祉会館(津)
2022年2月4日	和歌山県	フォルテワジマ(和歌山)
2022年2月18日	群馬県	Gメッセ群馬(高崎)
2022年2月18日	大分県	全労災ソレイユ(大分)
2022年3月4日	奈良県	奈良県コンベンションセンター(奈良)
2022年3月4日	沖縄県	沖縄県青年会館(那覇)



「JITCOサポートヘルプデスク」をご活用ください

JITCO 総合支援システム「JITCO サポート」のご利用にあたり、ご利用者様の利便性向上を目的として「JITCO サポートヘルプデスク」を開設しています。ヘルプデスクでは、JITCO サポートに関するご不明な点(操作方法など)について専任のスタッフが回答いたしますので、是非、お気軽にご利用ください。なお、お問合わせ内容によっては、ヘルプデスク担当者から折り返しご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶ JITCO サポート
ヘルプデスク

電話番号

フリーダイヤル
0120-660-798
(携帯電話からもご利用いただけます)

ご利用時間

平日9時から17時まで
(土日、祝日を除く)

JITCOの各種セミナーのご案内

詳細とお申込は、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO では、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしております。



セミナーカレンダー

日程	セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
11月	9日(火) 技能修得支援セミナー「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」	富山市	実習支援部 職種相談課	03-4306-1195
	11日(木) 【ウェビナー】技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	11日(木) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	12日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	名古屋	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	18日(木) 【ウェビナー】在留資格「特定技能」に係る制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	18日(木) 在留資格「特定技能」に係る制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	19日(金) 技能実習生受入れ実務セミナー(団体監理型)	大阪	講習業務部 業務課	03-4306-1138
30日(火) 技能修得支援セミナー「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」	京都市	実習支援部 職種相談課	03-4306-1195	
12月	2日(木) 【ウェビナー】技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	2日(木) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	8日(水) 【ウェビナー】技能修得支援セミナー「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」	JITCO東京本部から配信	講習業務部 ウェビナー担当者	03-4306-1138
	8日(水) 技能修得支援セミナー「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」	東京(JITCO本部)	実習支援部 職種相談課	03-4306-1195
	10日(金) 「わかりやすい日本語」話し方セミナー	東京(JITCO本部)	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
	17日(金) 技能修得支援セミナー「モチベーションのスイッチが入る職場指導の実践」	水戸市	実習支援部 職種相談課	03-4306-1195
	23日(木) 【ウェビナー】技能検定等受検対策セミナー「担当者の心得と指導のポイント」	JITCO東京本部から配信	講習業務部 ウェビナー担当者	03-4306-1138
23日(木) 技能検定等受検対策セミナー「担当者の心得と指導のポイント」	東京(JITCO本部)	実習支援部 職種相談課	03-4306-1195	

※2021年9月30日時点。開催情報は追加・変更することがございます。
※お申込み受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。
※「ウェビナー」はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。
※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は本誌18～19ページをご覧ください。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第30巻147号

発行日 2021年(令和3年)10月22日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**〈示談交渉サービス付〉**
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	滞在期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				…12か月 保険期間	…36か月 保険期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	20,840円	47,310円
							1か月	21,460円	47,960円
							2か月	21,630円	48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	27,840円	63,510円
							1か月	28,560円	64,260円
							2か月	28,630円	64,700円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
 (注2) 他の保険期間中のご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
 ※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際人材協力機構までお問い合わせください。)
 三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
 保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
 こちらから **k-kenshu.net**

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
 TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**
 http://www.k-kenshu.co.jp/

随時受付中



技能実習daysへ写真を掲載しませんか？

詳しい応募要項はJITCOホームページをご覧ください。

<https://www.jitco.or.jp/ja/days/>

今月の表紙

「かけはし」では、これまで数多くの技能実習生・研修生の日々の活動の様子を掲載してまいりました。今号では、2016年～2021年にわたって監理団体・実習実施者の皆様からご投稿いただいた写真の一部を再掲載いたしました。